



# (屋外広告物の点検義務が平成30年10月から拡大します)

## 1 点検義務の対象となる屋外広告物及び点検報告義務について

全ての屋外広告物が対象となります。(ただし、貼り紙、立看板等の簡易な屋外広告物は除きます。) 点検対象には、これまで許可の要らなかった自家用の屋外広告物も含まれるため、注意が必要です。

屋外広告物の種類		点検義務	有資格者による点検	点検結果報告	
①	許可要	表示面積1㎡以上 高さ4m超	○	●	○
②		表示面積1㎡以上 高さ4m以下	○		
③		表示面積1㎡未満	○		
④	許可不要 (自家用広告物で表示面積10㎡以下のもの、公共広告物など)		●		

「○」は従前から対象となるもの。

「●」は新たに対象となるもの

## 2 点検方法について

目視による点検を行い、点検記録を作成してください。作成した点検記録は保管しておいてください。なお、許可が必要な屋外広告物で、1㎡以上かつ高さ4mを超える屋外広告物の場合、以下の資格を持った有資格者が点検を行う必要があります。

目視点検の際の点検ポイントは、三重県のホームページに掲載している「三重県屋外広告物安全点検実施要綱」をご覧ください。ホームページは「三重県 屋外広告物」で検索してください。

### 【点検者の資格一覧】

- ①屋外広告士 ②建築士 (1級、2級、木造) ③特定建築物調査員 ④電気工事士 (第1種、第2種)
- ⑤電気主任技術者 (第1種、第2種、第3種) ⑥職業訓練指導員 (帆布製品科、広告美術科)
- ⑦技能検定合格者 (帆布製品製造、広告美術仕上げ)
- ⑧ (一社) 日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

### 【点検項目の一例】

- 基礎及び取付 (支持) 部分及び主要部材の変形、腐食、亀裂、劣化等
- ポルト、ビス等のさび、緩み、脱落等
- 照明又はネオン設備等の異常
- 表示面の汚染、変色又は剥離
- 表示面の破損
- その他必要な点検箇所

## 3 点検の実施時期

許可を要しない屋外広告物は、屋外広告物の設置後3年以内毎に点検をお願いします。

許可が必要な屋外広告物については、許可時及び許可の更新時に点検していただく必要があります。

条例改正の詳細については、三重県都市政策課又は担当窓口までお問い合わせください。

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部 都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市 都市計画部 都市政策課	059-229-3290	尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気郡	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	<b>三重県都市政策課 TEL 059-224-2748</b>		

## 三重県屋外広告物安全点検実施要綱

平成 30 年 3 月 22 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項第 6 号の規定について、実施細目を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この要綱において「点検」とは、目視点検をいう。

2 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。また、目視点検を実施しても安全性の判断ができない場合は、より詳細な点検を実施することにより広告物等の状態を確認すること。

### (点検箇所及び点検項目)

第 3 条 規則第 9 条第 1 項に規定する「別に定める項目」は、別表に掲げる点検箇所及び点検項目を基本とし、広告物等の種類又は形状に応じて適宜増減すること。

### (点検の実施状況がわかる書類)

第 4 条 規則第 9 条第 2 項に規定する「点検の実施状況がわかる書類」は、別表「屋外広告物安全点検記録」を基本とし、広告物等の種類又は形状に応じて適宜増減すること。

### (点検を実施するために必要な知識を有するものとして知事が認めた者)

第 5 条 規則第 9 条第 5 項第 6 号に規定する「その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事が認めた者」は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が共催する屋外広告物点検技能講習修了者とする。

### 附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表

## 「屋外広告物安全点検記録」

広告物等の種類	広告板・広告塔・屋上広告・突出広告・サインポール・その他( )						
設置場所	〇〇市	区	町	丁目	番	号	
設置年月日	年	月	日	点検年月日	年	月	日
管理者	氏名						
	住所						
	電話番号						
点検者	氏名						
	住所						
	電話番号						
	資格名称						
点検箇所	点検項目		異常の有・無	改善の概要			
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有	無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき		有	無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有	無			
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有	無			
	2 鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落		有	無			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有	無			
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		有	無			
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有	無			
広告板・文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		有	無			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損		有	無			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		有	無			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		有	無			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		有	無			
	3 周辺機器の劣化、破損		有	無			
その他	1 付属部材（※）の腐食、破損		有	無			
	2 避雷針の腐食、損傷		有	無			
	3 その他点検した事項（ ）		有	無			

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引くこと。

注) 必要に応じ、裏面に点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。